

論壇

非営利法人の法人税課税について



都井清史【日本橋】

① 新しい非営利法人制度の概要

新しい非営利法人制度を定めた「公益法人改革関連法」が平成18年5月26日に成立し、6月2日に公布された。この法律の施行日は公布日から起算して2年6ヶ月を超えない範囲で政令で定めるものとされており、最も遅い日程では平成20年12月1日からの施行となる。

この「公益法人改革関連法」は3つの法律から成り立っており、「一般財団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」及び「関係法律の整備等に関する法律」がそれぞれ成立している。

ここで非営利法人とは剰余金の分配を目的としない法人であり、この中で公益性の有無により一般財団法人及び一般財団法人と公益社団法人及び公益財団法人とに分かれている。

なお公益性とは積極的に不特定多数の者の利益を実現することを言う。一般財団法人及び一般財

団法人は会社と同じ準則主義（登記のみ）で成立するようになるため、簡単に法人格を得ることができる。さらに一般財団法人及び一般財団法人が公益社団法人及び公益財団法人となるには、内閣府に設置される有識者7名からなる「公益認定等委員会（都道府県にも同様の機関を設置）の公益性の認定を受けて、公益性有り」と認められることが必要となる。

これはいわゆる2階建て構想と呼ばれているもので、1階が一般財団法人及び一般財団法人、2階が公益社団法人及び公益財団法人と、両者が住み分けられることになる。

なお、この制度改革の対象は民法34条に規定する公益法人（社団法人、財団法人）と中間法人であり、NPO法人や学校法人、社会福祉法人、医療法人等の他の非営利法人は対象外となっている。

公益社団法人、公益財団法人となるための公益性の

認定を受けるポイントは、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の別表に示された23の公益事業に該当する事業を行っているか否かであるが、第23号の「その他、公益に関する事業として政令で定めるもの」の政令が公表されていない点、及び「公益認定等委員会」のメンバーが決まっていない点などから、現在時点ではその判断基準が不明である。

なお、「公益認定等委員会」の設置関連規定の施行は公布の日から1年6ヶ月以内となっており、法律の施行日より1年前倒しされている。

筆者の受けた相談事例の多くは、営利法人である会社で行う事業と、公益法人のため、公益性の認定を受けられないのではないかと、いう点についてである。しかしながらこれについては、現時点は認定基準が明確ではなく、「公益認定等委員会」の設置関連規定の公布を待ってからでしか判断できない状況にある。

ただし同じ事業を行うにも、他者の利益を目指す公益法人と自らの利益を目指す営利法人とは当然その中身が違っており、参議院行政改革に関する特別委員会の附帯決議の中でも、「公益性の認定に当たってはこれまでの活動実績を適切に評価するよう」に求められている。

なお公益性の認定を受けるには、23の公益事業に該当するか否かと別に、現在の「指導監督基準」とほぼ同じ内容の基準を満たす必要がある。「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条の公益認定の基準がこれに該当する。

この改正は平成20年度税制改正において行われる予定であり、平成19年12月に公表される税制改正大綱においてその内容が明らかとなる。

この改正は平成20年度税制改正において行われる予定であり、平成19年12月に公表される税制改正大綱においてその内容が明らかとなる。

この改正は平成20年度税制改正において行われる予定であり、平成19年12月に公表される税制改正大綱においてその内容が明らかとなる。

③ 制度改革と税制の問題点

既存の公益法人は公益社団法人及び公益財団法人の認定を受けるか、一般財団法人及び一般財団法人に留まるかの選択が必要となる。これについては新しい法律の施行日から5年間の猶予期間が設定されており、その間は特例民法法人として存続することになるが、いずれにしてもどちらを選ぶかの選択を迫られることになる（なお、いずれも選択しない場合には自動的に解散となる）。

この改正は平成20年度税制改正において行われる予定であり、平成19年12月に公表される税制改正大綱においてその内容が明らかとなる。

この改正は平成20年度税制改正において行われる予定であり、平成19年12月に公表される税制改正大綱においてその内容が明らかとなる。